

第 14 回 佐用町議会(臨時)会議録 (第 1 日)

平成 19 年 7 月 27 日 (金 曜 日)

出席議員 (21 名)	1 番	石 堂 基	2 番	新 田 俊 一
	3 番	片 山 武 憲	4 番	岡 本 義 次
	5 番	笹 田 鈴 香	6 番	金 谷 英 志
	7 番	松 尾 文 雄	8 番	井 上 洋 文
	9 番	敏 森 正 勝	10 番	高 木 照 雄
	11 番	山 本 幹 雄	12 番	大 下 吉 三 郎
	13 番	岡 本 安 夫	14 番	矢 内 作 夫
	15 番	石 黒 永 剛		
	17 番	山 田 弘 治	18 番	平 岡 き ぬ 糸
	19 番	森 本 和 生	20 番	吉 井 秀 美
	21 番	鍋 島 裕 文	22 番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (5名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

日程第 2 . 会期決定の件

日程第 3 . 議案第 80 号 工事請負契約の締結について

午前 09 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、大変ご苦労さんでございます。時間が若干早いんですが、全員お揃いでございますので、まず開会前でありますけれども、皆さん方もご存知のように、去る 20 日に川田真悟議員がお亡くなりになりました。葬式に出ていただいてありがたく思っておりますが、今日、事務局の方から、彼の議席に花束を、花を添えていただいております。

川田議員は、20 年、15 年でしたかね、5 期に連続当選されまして、町政発展に尽くされたという事で、大きくご貢献をいただいております。そうした川田議員の人柄を偲びまして、ここで、開会前でありますけれども、黙祷を捧げたいと、このように思っております。

ご起立をお願いしたいと思います。

それでは、黙祷をお願いします。黙祷。

〔30 秒間 黙祷〕

議長（西岡 正君） はい、黙祷終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） ただ今から、第 14 回佐用町議会臨時会の開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 14 回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集賜り、誠にご苦労さまでございます。

さて、今期臨時会に付議される案件は、高度情報通信網整備事業にかかる、工事請負契約の締結についての案件が提出されております。

何卒、議員各位にはご精励を賜り、これら案件につき慎重なるご審議を賜り適切妥当なる結論が得られますよう、お願いを申し上げまして開会のあいさつといたします。

議長（西岡 正君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 14 回佐用町議会臨時会を開会いたします。なお今期臨時会のため、地方自治法第 121 条の規定により出席を求めたものは、町長、副町長、総務課長、財政課長、まちづくり課長であります。

なお、本日、傍聴者はございません。

ただちに日程に移ります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第1は会議録署名議員の指名でございます。
会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によりまして議長より指名をいたします。
19番、森本和生君。20番、吉井秀美君。
以上の両君にお願いいたします。

日程第2．会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて日程第2であります。
会期決定を議題といたします。
お諮りします。今期臨時議会の会期は本日7月27日の1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
よって、今期定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3．議案第80号 工事請負契約の締結について

議長（西岡 正君） 日程第3に入ります。
なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は、予定案件として前もって配付しております。ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
議案第80号工事請負契約の締結についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 皆さん、改めましておはようございます。早朝からご苦労様でございます。

先ほど、黙祷をさせていただきましたけれども、本当に、川田議員の姿がこの議場に見えないのは、誠に残念であります。心から改めてご冥福をお祈りいたします。

それでは、今議会にお願いいたしました議案につきまして、提案説明をさせていただきます。

ただ今、上程をいただきました議案第80号工事請負契約の締結につきまして提案のご説明を申し上げます。

この事業は、平成18年度の南光三日月工区光ファイバー敷設工事に引き続き、平成19年度は、佐用上月工区工事を実施いたします。

その内容は、町内幹線支線ケーブル約229.1キロの敷設をするものであり、ほとんどが、

関西電力電柱への共架によるものでございます。

他にセンター施設及び伝送機器、自主放送装置、公共ネットワーク構築等を整備するものでございます。

契約につきましては、平成 18 年度でプロポーザル方式による提案のあった内容により、19 年度分工事費として、7 億 8,959 万 8,950 円。消費税込みで姫路市南畝町 2 の 53 N E C 日本電気株式会社姫路支店支店長、高見公三氏と仮契約を締結をいたしております。

ただし、調査及び共架申請に要する費用 2,774 万 1,000 円につきましては、先般の議員連絡会でも説明しご了解いただきましたが、先行して実施をいたしております。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

何卒、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいいたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） プロポーザルという事でございますけれど、入札の金額は、率は何ぼだったんですか。そこらへんは。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） プロポーザル方式というのはですね、一般入札方式とは違いまして、色々提案をいただきまして、その提案したものを、いろんな観点から総合的に審査をして、最終的に一番内容の良いもの、そして、工事費についても低額の物という事で、契約を、決定をいたしております。ですから、予定価格からの入札率というような物の比較はできません。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 佐用上月の分で 229 キロという事でございますけれど、南光三日月の分では、このキロと、この金額は、どんなんでしょうか。この対照した時に、南光三日月を昨年プロポーザルで同じようにやっていますけれど、そこら辺は、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この件はですね、最初に 18 年度でご説明を一番最初にさしていただきましたけれど、全体、佐用町全域の事業でございます。それを 2 箇年事業にわたって、事業を行うという事で、昨年、南光三日月地区を行っております。ですから、その率とか

ですね、南光と比較するというのではなくって、これは、今年の分として、分けて計算をして、昨年度5億いくらかで契約をして、総額13億いくらの事業費として、当初に決定をいたしておりますので、それをただ2分割をしたと、2分割というか、地区で分けて、今年度事業としたという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。
はい、他に。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田議員。

17番（山田弘治君） まあ、いよいよ、まあ佐用上月も、これから事業化をしていくわけでありまして、私、何回か、こういう話をさせていただいておるんですけども、私の集落では、8月12日までに申し込みをしようという事の話になっております。

その中で出たのが、やはり基本料金の事でありまして。これは、一括という事でお願いしたいという事の話をお聞かせしておりますけれども、現実、経済的な方色々おられるわけです。取り分け、年金で生活をされておるという方が、これから6,300円を、年に1度納めるという事になります。もし、それが、遅れれば切られるという事の話も聞いております。私、お願いしたいんは、これ今回は、恐らく三日月も南光も始まっておりますし、今後、申し込みする分についても、時間的に間に合わないという事がありますけれども、これは、私は、将来的には、6ヶ月、そして1年、2回のコースで選択する事をできるように、私は、ウインクの方には是非とも交渉していただきたいという事をお願いしておきます。

議長（西岡 正君） ええっと、要望でいいんですね。

17番（山田弘治君） もし、あれだったら、そういう気持ちがあるかないか、ちょっと。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） それでは、お答えさせていただきます。

山田議員から年間、月額525円の使用料で年間6,300円の物が、分割納入できないかというご意見でございますけれども、この分につきましては、町の方が貸し出してウインクの方がサービスしております。その中で姫路市の、姫路市の中のエリア、それから合併したエリア、太子等も含まれておりますけれども、この中で、他のサービスにつきましては、月額の利用料になるんですけども、この分につきましては、基本コースという事になりますので、今現在ウインクの中では、ご承知のように一括の分の納入しか、制度的には無いという事になっております。それで、そういう説明を、今までさせていただいて、何とか納入いただいておりますけれども、そのお話は、ウインクの方につながさせていただきますけれども、全体として、そういう形なんで、ご了承いただきたいと、今私の方としては、そういうお願いをさせていただきます。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田議員。

17 番（山田弘治君）　　そういう話は、課長からも聞いております。で、担当者の方にも、そういう話をさせてもろとんですけれども、現実その佐用町は、今回、初めてこのウイックとの契約をして話を進めるわけですから、佐用町としては、こういう事を思うとんやという事をね、私は、是非とも反映していただきたい。でないと、本当に年金者の方は、その年金から、いろんな物引かれて行く。それが重なると大変苦しい事が出て来る。現実、そういう事で、もし、もしね、そういう事で、テレビを切られるという事になれば、私は、いかなもんかなという思いを持って、この事を言っておりますんで、町長をはじめ担当課長の方でも、姫路がどうやとか、太子町がどうやなしに、佐用町としてはこうですよという声があるんでっていう事は、強く反映をしていただきたいという事を、これお願いしておきます。

議長（西岡 正君）　　はい、他にありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、笹田鈴香議員。

5 番（笹田鈴香君）　　あの、2 点お尋ねしたいんですが、まず ONU の所までの工事、加入期間中に入れば 1 万円という事を聞いているんですが、その ONU と電源の場所が違う所があるという事を聞いているんで、丁度、昨日テレビ組合の組合長さんに聞いた、ある組合長さんに聞いたんですが、その場所が違う場合は、工事費は各戸で持ってくださいって言われたんだという事で、それだったら、ONU までの、その外までの工事費というか、加入金が 1 万円という事を聞いているけど、おかしいんじゃないかという事を言われたんで、その点を 1 点聞きたいのと。後は、インターネットを接続する場合に、工事をしてもらう希望店を書いても結局、その希望店が来ない場合があるという事ですが、その辺が、どうなっているか、お尋ねします。

議長（西岡 正君）　　はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君）　　1 点目の方ですけれども、加入の加入金の方なんですけれども、この分につきましては、町の高度情報通信網に加入していただきますという分担金が 1 万円ございまして、その分で軒先までの ONU の設置分までという事になっております。それから、中への分につきましては、宅内の接続工事に入りまして、その中で電源供給とつなぐのとチャンネル調整等が入って 1 万 500 円ですか、その中で、後、中で分配等それぞれいろんな事ができましたら、部品単価等も組合との協議の中で決まっておりますので、その分が加算されるという事で、いずれも、その事は、ご説明をさせていただいた中で、納得の上、工事をさせていただいておるといふふうに思っております。それから、もう 1 点のインターネットの接続でございますけれども、これにつきましても、この場合は、光を扱える業者がおりませんので、近畿電気の方がやっております、その分の実際工事に行きよんですけれど、その場合も、いったん行って、確認をさせていただいて見積をして、それから状況把握をした上で再度工事に行ってますので、ご説明なりはさせていただいておるといふように思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 最初の質問の分なんですけど、私が聞いているのは、電源が、電気の線が入っている部分とONUを付ける場所、設置場所が違う人があるらしいんですけど、その場合に電源とONUをつながないと宅内工事の中に配線ができないという事を聞いたんですが、その辺が、どうなっていますか。

議長（西岡 正君） はい。

まちづくり課長（南上 透君） それは、個々の事例等がありまして、基本的には、共聴の元入っておる部分の所のブースターがありますので、そこを基本に、そこから宅内工事を始めてます。たまたま、電源等が違う所があれば、部分的に持って来る工事が別途いるようになりますので、そういう場合は、多くはないですけども、たまに加算の例があります。そっちへ持って行ってもいいんですけども、また配線上逆の方へ引っ張って入れていかなあかんのんで、そういう部分の、ちょっと不都合ができますので、その辺は、よく位置についても説明させてもらおうと思うんです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 説明されたんかも分かりませんが、聞かれた方は、これでは話が違いう事だったんで、再度そういう機会があれば、是非説明をしてもらわないと、1万円だけと、それから宅内工事の費用だけと思われている方が多いので、是非説明を、そういう機会があれば、是非、していただきたいと思います。それと、そのインターネットの、その接続をする場合なんですけど、結局、その下請けというか、ウイंकが指定した所しか来ないという事で、そういう事を、この説明、加入の、その説明資料なんかには、書いてないんですね。だから、もし、そういう事があれば、やはり、この説明資料にも、きちり、こういう事で、工事が1箇所になるわけですから、遅い人は、凄く遅れるわけですが、そういった事を、何故周知されなかったのか、これから、今、申し込み期間中なんですね、是非、していただきたいと思うんですが、その辺は、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） まあ、1点目の件なんですけども、個々の例でございますので、その分につきましては、どこの分やという事を言うただけで、その状況は、把握、確認させていただきます。それから、もう1点ですけども、インターネットの分につきましては、光を扱う事ですので、一般業者が、ちょっとできにくいので、町内の電気屋さんできにくいんで、その専門業者にやらすという事でございまして、その分につきましても、集落の説明なり、そういう事では、周知をさせていただいておるし、ご理解を得とうと思うんです。それによって工事が集中して期間がかかるという事が、そのとおりなんですけども、その辺を、今回の申し込みにつきましても、一番、ちょっと問題点だったのは、申し込みについて、指定業者の中で、テレビでも、どこどこ言うて指定されとんはいいんですけども、指定業者が抜けとう場合に、その下請け、近電なりが行くんですけども、

その場合は、違うとったとか、いろんな事が、トラブルありましたんで、今回は、きちっと指定していただくという事で、改善はさせていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） でも、申し込み用紙を、この資料を各もらっているんですけども、これによると、ONUからパソコンまでの接続及びパソコン設定は、お客様ご自身でお願いしますという事が書いてあるので、誤解を生む場合があると思うんですけど、やはり、その点は、きちりと、その説明をね、周知していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） あの、まあ、個々の1人1人という事は別ですけども、その為に、全体の説明会、集落の説明会それから相談会等全てやっております、その中で、役員さんなりからご連絡を、加入の件で行っとると思いますし、分からんのは、こっちへ問い合わせも、色々ありますんで、そういう所があるとすれば、改善はさせていただきたいんですけども、そういう説明をさせていただいておると思うんですけど。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） そのONUまでは、1万円の工事費で、期限内に設置したらできるという事ですけども、これどんなですか、空き家なんかがあってですね、普段は見ないと。都会から帰って来て見たいという事で、工事を今回しようという事なんですけれども、その場合は、どんなんでしょうか、基本料金の525円の分については、これは契約をしておかなければ、今回いけないという事なんです。ONUまでの1万円だけでいいという事じゃなしに、見なくても、月額525円、基本料金は払っていかねばいけないという事が、そこら、ちょっとお聞きしたい。

議長（西岡 正君） はい。

まちづくり課長（南上 透君） ご指摘のとおりなんですけども、住んでおられる方については、問題ないんですけども、たまに帰って来られる、それから、いろんな事の事例があるんですけども、その場合の今回の高度情報通信網に加入していただくという事が、1万円を納めて加入していただいて、それが速やかに推進期間中という事で、全然、その期間でなければ、加入金も2万円になりますし、それから後から加入しようとするれば、別途引っ張って行く実費等もあります。そういう事も発生しますので、その辺を考えられて、今回加入されておられる方もあるんですけども、その辺につきましても、宅内、そのONUを設置して、宅内へ引き込んでもらうという事を基本という事で、そういうご説明を

させていただいて、使用料も発生しますよという事でご説明をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 18年度の見積金額につきましては、値引きをされておるんで、その内訳についてお聞きしたいんですが、富士通が13億1,300万。NECが、当初は、21億4,500万。値引きが8億3,500万。その値引きの内訳、6項目あるんですけども、機械、ケーブル材料、伝送材料、工事労務費、調査設計、各種許可申請、経費等6項目あるんで、この6項目について、それぞれ値引きの内訳は分かりますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

まちづくり課長（南上 透君） その18年度の方でしょうか。18年度は、その町長からもご説明いただいたと思うんですけども、プロポーザルの提案の中で、最終的に、その金額で、入札言うんか、応札の金額出されたんで、それは、業者の中で下げられた話なんで、という、私は、そういう解釈さしてもろとんですけれども、それによって、18年度、19年度の額が決まって、その分の中で、年度に区分して、契約をさせていただいて進めようという事でございますので、そういう事で、ご理解をお願いしたいと思うんですけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） いっきに8億3,000万。そのプロポーザルの評価の中、1,000点中、450点が価格、費用にかかりますから、4割5歩は、その費用の分が、プロポーザルで決定されておるんですね。ですから、その内訳についても、一気に、そのどんぶり勘定みたいに、8億3,000万値引きだからいう事ではなしに、細かく積み上げた数字だと思うんで、それを町の方では把握しておられないという事なんでしょうか。内訳については。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

まちづくり課長（南上 透君） 内訳の出た来た物の詳細については、うちでは保管はしてま
すけれども、個々に、また、これ、

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、プロポーザルの場合には、それぞれ、最初に書類審査をして、そこから、何社か、それぞれ提案いただいた優秀な提案という形の物を選んで、その数社で、またそれぞれのヒアリングをして行くというやり方ですよね。で、当然それぞれの業

者の方、業者においては、いろいろと積算をした上で、最終的にその工事費という物が、提案、提出されるわけですが、それにつきましては、使用材料、どういう内容で、どういう、量がどれくらいだという事が、数字も出されるわけです。しかし、まあ、後は、金額、総額いくらに最終的にするか。先ほど言うたように、当初は、これくらい、通常で見積もればかかるんだという事が提案されているわけですが、町といたしましても、その内容、いくら優秀であっても、事業費という物が、やっぱり大きなウエイトを占めます。だから、そういう中でね、最終的な価格交渉と言うのをを行うわけです。で、そういう最終的な価格交渉の中で、NECが今回の金額を最終提案、提起して来たと。最終案としては、ここまでNECとして、提案、提示いたしますと。それで契約しているわけです。ですから、業者としては、どこでいくらずつ、それだけ値下げして行くかというのはあると思いますけれども、細かく数字を、どの部分でいくらという事を、こちらに明示しているわけではございません。ですから、ただ、じゃあ安くなったから、物が悪くなったとかという事ではなくって、当然、これは、性能仕様書、性能みたいな物ですから、これだけの性能を発揮する物を、この町内に全域に、これだけの施設を設置していただきたいという事での提案になっておりますからね、それだけを求めて、それが満足できればいいという事になりますから、最終的に、その一番低い金額も、提示された金額の一番低い所で契約したという事になります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番(金谷英志君) そういうふうに、そのプロポーザル方式は分かるんです。つまり1,000点中、先ほど言いましたように、450点が費用の評価に係る。評価項目が多岐にわたるんです。その町長言われたようにあるんですけれども、費用の部分が大きなウエイトを占めて、その中で値引きして、その8億3,000万の値引きであれですから、当初、富士通が13億1,300万ぐらいの金額出して、それ以下に、NECが値引きされたという事で、評価が高くなったと。450点取ったという事なんですから、その内訳にしても、何で、こういう数字が出て来たんかという事は、町としても、やっぱり把握すべきやと思うんですけれども、今の町長なり課長の答弁では、内容については、把握してないと。それで安くして、それで、評価が、それでいいんだという事で、それでよろしいんでしょうかね。と言うのは、18年度で減額の契約もしましたわね。契約の金額が、その、しましたわね。それに対して、何を持って、その減額をするんかという事もありますから、今度19年度でも、そういうふうに、契約金額も減額されるかも分からん。その増えるかも分からん。何を持って、これをしとんかという事が、出て来ると思うんですね。ですから、その内容について把握されてないという事ですけども、それでよろしいんでしょうかね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 当然、最終的にですね、その金額になったものに対する設計書という物を作ってください。今度はね、それに基づいて工事を行って行くわけですから。それに基づいて変更なんかもあれば、今回のように減額する場合、ある程度増額する場合も出て来るわけです。だから、決定時点において、それについてはですね、どの部分

で、どれだけの金額が、それだけ減額できたかどうか、それは業者の努力であって、こちらで全ての把握はできません。はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾議員。

7番（松尾文雄君） まず、今回、請負契約の部分だけの臨時議会というふうな格好になつてはすけども、まず、ケーブルの部分においては、いわゆる1,000軒、佐用町域ですね、直接受け入れる1,000軒分が、当初予算で入っていないという状況があります。今回の、この臨時議会で、何故その1,000軒分を入れた補正が計上されなかったんかなというのが、思います。同じ佐用町内全域、全戸つなぐというふうな事の目的の中で動いてるかと思うんで、やはり、そういった1,000戸加入していただけるっていうふうな補正を至急に組む必要があるのかな。町の姿勢そのものが、未だ、未だに佐用の直接テレビを受けれる所においては入る必要がないんですよっていうふうな、にしか見えないというふうに思います。何故今回、これが計上されなかったんかというのが、1つと。どう言うんかな。三日月でも一度あったんですけども、いわゆる事故の時ですね、三日月で一度電源落ちて、2時間、3時間電波が止まったという経過がある。それで、その時に、いわゆる放送のサービス業務そのものはウイंकがやってる。線の管理においては、ケーブルの件では、町がある。ほな、どこに、どういうふうに言ったらいいのかいう、そのマニュアルが未だ、未だ出てないんですよ。そやから、今現在、町が、三日月南光にして、こういうサービス受けているわけですけども、もし事故の時に、どうしたらいいのかというのが、未だに分からない。これから、いわゆる台風、雷シーズン、そうなった時にどこへ言ったらいいかというのが、分らないんですよ。例えば、ウイंकに映らない言うたら、いや、放送はしてますよと。それは線でしょとか言われたら、ほな町でしょ。ほな、町は、線は大丈夫です。それは放送ですよというふうになるという事です。それで、どう言うんかな、今までの部分だったら、通常の電気屋さんと言うたら、全部対応していただいておったけども、これ電気屋に言うたって対応できないというふうなところがある。そやで、そこの部分のマニュアル関係がどうなっているのかなというのを思います。

それで、まあ前回も言ったんですけど、もう1点、さようチャンネル、未だに、いわゆる平福祭りと上月と、それで、そこのお祭り、そこばかりです。ウイंकのチャンネル。あそこ見たらね、こないだうち、早ひまわりのやってるんですよ。ひまわり祭りをずっとやってるんです。長い時間掛けて。地元がやってないのに、余所やってるんですよ。やはり、内容のサービス、これはね、もっと早く変えていかないと、もう、その内、見んようになってまうよ。誰もが。やはり、情報言うのは、その都度、その都度、早く、早く変えて行くというふうなのがあると思うんです。もっと早めに変えていただかないと、今言う、直接テレビを受けれる、佐用町内の商店街言うんですか、一番言いやすく言えば、その1,000軒の人入らなくなりますよ。今の放送のやり方だったら。やはり、そこらは、先だっても言いましたけども、至急に対応していかないと、どうにもならへんのかなと思います。それで、まあ、今回の、この工事の中でケーブルが229キロと、後、放送施設等、センター施設、それで、後何だったか、何か、それも含めてというふうな話がありますけども、当然内容を考える上でね、早い事やらないかんのかなと思いますので。まああの、今、いろいろ言いましたけども、とりあえず1,000軒の補正を、何故今回挙げなかったかいう

のと、いわゆる事故が起きた時のマニュアル関係がどうなっているのか、要するに、三日月なんかできても、はや、南光もそうですけども、早放送しかけて、結構日にち経ってる。それで、そこでトラブルがあったらどうするんだという事。一度あったわけですから。それで、その後の対応ができてないという事、その対応と。

それで、いわゆる、さようチャンネルの充実。ウインクチャンネルがやってるのに、何でやらないんやという事やな。いわゆる、三日月南光の人は、そういったチャンネル、常に見てますから。いつまでも同じやつは、誰も見いひんかと思うので、その点、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 1点目の予算の関係でございますけれども、これは、まあ当初予算の時にもご指摘をいただいたわけでございます。その分につきましては、その後、佐用上月地域につきまして、全戸を対象とした推進をさせていただいております。その中で、当然直接受信の地域につきましても、自治会長さんなり役員さん、役員さんなり自治会長さん通じて推進をさせていただいております。その辺の申し込み等が8月末という事でございます。その辺が、できるだけ早く掴む中で、予算の計上はさせていただきたいというように思っております。

もう1点の管理体制でございますけども、事故の場合の管理体制は、ご指摘のとおり、うちも心配しておるところでありますし、今は、工事も南光三日月地域が終わって、これから佐用上月地域が終わると全線完了いたしますので、その場合の、どう管理体制を組んでいくかという中で、今工事業者、役場等で、その体制の協議をしております。そういう中で、まとめつつあるのは、いずれにしても、そういう場合の連絡は、ウインクへ行くようにして、そこから工事業者の方へ連絡が行き、役場の方へも来て、その体制ができるようにという詰めを今、させていただいております。まあ、それで、1点、その中で、今後の問題として出てきますのは、大きな事になって、台風やいろんな事あるんですけど、その場合に待機させたりすると費用の問題の点とか、スポット契約すればとか、いろんな協議、内容的に出てきますので、その辺を、ちょっと詰めておるところでありますけども、いずれにしても、連絡としては、ウインクへ行って、そこから連絡行くようにという事を考えております。

それから、さようチャンネルの事でございますけども、その点は、同じ放送が繰り返し行っておりますし、何とかなんらかの話もしておるんですけども、それ全体につきましては、今さようチャンネルの協議をしておりますして、佐用から通信を出して行くのは、今年度の事業が完了した時点で、自主放送開始という事でございまして、その中で、ケーブルと来年4月に向けて、ケーブルとそれから町の負担等いろんな事が出てきますので、その辺の協議を、枠組みの協議を今しておるところであります。

それと、もう1点は、できるだけ住民の方に感心を持ってもらうという事で、他の所でもやっとなんですけど、住民ディレクター制度と言いまして、住民の方が映像を撮って、それを送ってもらって、それを載せるとか、参加してもらうというような事も、ちょっと考えていきよんですけど、それは、その事として進めております。それで、4月から本格放送になりますので、それに向けては、きっちりした枠組みの中を流させていただきたいと思っております。それから、現在試験放送中でございますけども、同じ物が流れておりますので、今のところ、こちらから放送する事はできませんけども、ウインクの方へ持ち込んで流す事は可能ですので、その辺で、テレビ局が撮った分につきましては、肖像権や、いろんな問題がありますので、その部分でケーブルが撮った分、それからうちの権利で、

大丈夫な部分については、流そうとしておるんですけれども、できるだけ、その面については、改善をさせていただきたいと思います。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾議員。

〔町長「ちょっと待って」と呼ぶ〕

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

まちづくり課長（南上 透君） ちょっと説明不足した分なんですけども、管理の分の財源につきましては、その525円の使用料の中から、まあウイंकの方からその回線の使用料いただいて、その中で管理するという事が基本であります。それで委託として、ウイंकの方にさせるんですけれども、その場合に、ウイंकがやったり、近電がいう、その連絡体制が整備されてませんでしたので、先ほどご説明させていただきよう中で、いずれウイंकへきちっと入って、そこから手配ができて、対応させていただくという事で、今、進めさせていただいておるところです。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 事故の時のマニュアルいう事で、今まあ、進められてるという事ですけども、まあ、三日月南光は、もうサービスが、もうやっているわけですから、もう今、今の段階では、必ずウイंकに連絡してくださいよってというような事をね、早急に公表してかないと、そりゃ、今言われる全町できてからです。そんな事では間にあわへんわけね。とりあえず、今の段階でもシラブルがあれば、どこどこへ連絡してください。例えば、今日なんかでも、広報なんか入ってますよ。そういところに、なぜ入れないか。要するに、この間、来年の4月まで、事故があった時、どうしたらええん。皆、右往左往しますよ。それで、いわゆる先ほども出てましたけども、下請け業者の電気屋さん、その人に言っただって、これ全然対処できませんからね。そやから、その人が宅内工事したからいう事で、恐らく住民の方は、直接言われる思うけども、電気さんが迷惑する話ですわ。そやから、そこらははっきりと、やっぱり1日でも早く住民に知らせる必要があるかと思うんで、1日でも早めをお願いします。それで、もう1点、いわゆる全戸加入を目指して、今頑張ってるんですけど、それで、8月の末には、大体分かって来るから、その後、そういった事で、補正をしてくんだという事やけども、全戸加入を求めるなら、いわゆる今の、さようチャンネルの内容の部分の部分を今の間にしっかりしとかなあかんのですよ。佐用商店街の人、聞かれるんですよ。佐用チャンネル何が流れてるんや言うてね。ほな、結局、見たいないいう放送を、本当に流れているんかというのを、確認されているんやね。そやから、今言う姫路ケーブルヘテープ持って行くなら持って行く、それで、向こうが撮ったやつを流すなら流

す、そういった事はね、もっとこまめにやらないと、要するに肝心な情報流した時に、住民誰も見んようになってしまう。いつまでも、今みたいに、防災無線で流すというような事、絶対できひんわけやから、防災無線のあれ、一時的にお借りしとうだけやからね。あの内容放送は。本来あんな放送したらあけへんのやから。使用目的外やから。極端に言うたら。いわゆる、さようチャンネルで常に情報流すという事を、今の間にPRしていかないと、いわゆる1,000軒の人、中々入らへんよ。そやけど、1日も早く改善していただきたいなと思います。そういった事を、特にお願いしておきます。それで、もう1回だけ、あの、いわゆる今回の補正の部分で、ケーブルの229キロと後施設が、こういう施設や言うて3つ程言われたんやけど、もう1回だけ、ちょっと教えてください。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） はい、あの、先に、ちょっと質問にお答えさせていただく前に、その放送内容なんですけども、自主放送自体は、来年4月にならんと、うちからは流せないという事のご理解をいただきたいと思います。

〔松尾君「ああ、分かった、分かった」と呼ぶ〕

まちづくり課長（南上 透君） それから、民放の部分は、勝手に、その佐用へ来て民放が取材した、NHKが取材したいというのはあるんですけども、それを流そうとするんですけど、それは肖像権やいろんな問題がありまして、流せないという制約がありますんで、その問題等をクリアせなあかんので、あんまり情動的には、ようけは無いですけど、できるだけ工夫はさせていただきたいと思います。

〔松尾君「ウインクもひまわりのん撮ってるんです」と呼ぶ〕

まちづくり課長（南上 透君） ああ、そういう部分は、大丈夫だと思います。

〔松尾君「そうそう、そう」と呼ぶ〕

まちづくり課長（南上 透君） それから、質問のところですけども、センター施設及び伝送機器それから先ほど言いました、自主放送の施設です。それが、佐用町から4月から流せる為の装置という事で、基本的には文字放送とそれから映像を流せるという事なんですけども、その場合に、ちょっとプログラムの部分については、今対応ができてない状況の分になっております。その辺あるんですけども、自主放送装置、それから公共ネットワーク間を結ぶ分の、ブロードバンドがいろんな事をつないでおる部分が光で、公共施設つなぎますので、そういう事の費用という事でございます。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。

7番（松尾文雄君） ああ、いいですよ。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、契約金額の確認をしておきたいんですが、南光三日月の分については、先ほど金谷議員も言ってましたけど、3月補正で、減額補正をされた、変更されたという経過です。で、その時に聞いたら、当初はね、加入者は増えようが減ろうが、契約金額総額は変わらないんだという説明して来たわけだけでも、3月時点で、加入者数減少により、減額変更というような説明をされとんですよね。そこで確認したいんですが、この加入者数減少という事で、1戸当たりの単価というのがね、個々で佐用上月分でも、例えば今の1,000戸、1,000軒、これが、加入しないという事になれば、その単価の契約金額の減額になるのかどうか。つまり7億8,900万円何がしという金額は、当然、補正になかった1,000戸も入れての契約金額だというふうに考えるんで、その点の単価は変わらないのかどうか、その当たり確認しておきたいんですが。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

まちづくり課長（南上 透君） 議員ご指摘のそこなんですけども、初めは、向こうから総務省とかからお聞きしておいたのは、基本的な幹線等の補助率よってというお聞きをしてみましたんで、個々の引き込み等の対象にはならないというようにお聞きをしておいたんです。その分は、起債やという事だったんですけども、今回であれば、そういう部分も含む事がありますので、戸数に関連して来たという事でありまして。それから、単純に事業費を1戸当たりで、変わったら変わるんかという事なんですけども、その引き込みの事業費として見てます軒数が変わると、引き込みの分の費用は変わります。そういう事で、影響がありますけれども、以降、同じように全体でドンと落ちるかという事ではございません。引き込みの戸数によって、何ぼかの金額については、変わって行く要素はあります。それはまあ、今から3月までの間に、それ言いますのは、住基の戸数の加入では何割とかいう見方になってますんで、それが所帯分離やとか、いろんな事で1戸になる2戸になる、いろんな事がありますので、その辺は、変更にならんとつかめん部分がありますので、最終的には、そういう所で変更させていただきたいというように思っております。

 いう事でよろしいですか。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

 〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そしたらな、今の、この金額に、その1,000軒分入ってるの。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

まちづくり課長（南上 透君） この分につきましては、ご説明、ちょっとまずかった所もあるんですけども、今回の設計額としましては、対象の住基の戸数の8割分という見方で設計額があがっております。それが、まあ、最終的に、そういうところでありますので、それが入っとう入ってないというのは、全体の100パーセント見れませんので、そういう事で、その中で、落ちる率を2割程見ておるという事でございます。後は、最終精算という事で、さしていただくという事です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。
議案第 80 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の方の
挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） 以上で本日の日程は終了いたしました。
お諮りいたします。今期臨時会に付議された案件は、議了いたしましたので、閉会をい
たしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第 14 回佐用町議会臨時会はこれ
にて閉会といたします。ご苦労さんでした。

午前 10 時 45 分 閉会
